

図書館等複合施設内カフェ運営事業者

公募型プロポーザル実施要領

令和5年3月

小千谷市

1 目的

小千谷市（以下、「本市」という。）では、中心市街地における「賑わい・交流・憩いの創出」を目指し、本町1丁目の小千谷総合病院跡地において、図書館等複合施設の整備を進めています（令和6年6月オープン予定）。

本事業では、“わたしたちの施設づくり、まちづくり”を目指し、多様な人々とともに考え、思い（想い）を共有しながら、ともにつくっていく＜共創＞を大切にしています。その＜共創＞の場として、小千谷リビングラボ「at!おぢや」を立ち上げ、施設的设计段階から、市民、事業者、行政が対話しながら、「つくる」「運営する」「利用する」が一体となったプロセスで施設整備を進めています。

公共施設づくりは、建物をつくって終わりではなく、オープンしてからも施設運営する中でずっと続いていくものです。多様な人たちそれぞれにとっての自由な過ごし方が共存する公共空間であり続けるために、施設を地域に開き、多様な人々との関わり合いの中から、さまざまな体験、プログラム、サービスを創出する循環をつくっていくことで、持続的な施設、地域へとつなげていきたいと考えています。

今回公募する図書館等複合施設内に整備するカフェ機能＝「食」アンカー部分（以下「カフェスペース」という。）及び運営においても、上記は一貫した考えとなります。その考えに基づき、令和4年9月に「図書館等複合施設内のカフェの運営等に係るサウンディング型市場調査」を実施しました。サウンディング型市場調査においては、公共施設におけるカフェ運営について、また市民協働のプログラムや物販など、飲食サービスにとどまらないさまざまな課題と可能性について、民間事業者のみなさんと対話することができました。

小千谷リビングラボ「at!おぢや」での市民のみなさんとの＜共創＞の積み重ねに加え、このサウンディング型市場調査の成果もふまえて、小千谷市の図書館等複合施設において価値を提供し、市民の日常となるカフェの持続的な運営を目指します。

2 事業概要

(1) 事業名

図書館等複合施設内カフェ運営事業者選定

(2) 業務内容

カフェ等（飲食業）の営業（以下「カフェ」という。）

(3) 施設概要

① 図書館等複合施設の概要（令和5年3月現在）

所在地	小千谷市本町1丁目地内
敷地面積	9,221.78 m ² （南側坂下駐車場を含む）
用途地域	商業地域（容積率 400%、建ぺい率 80%）、準防火地域
構造規模	鉄骨造+鉄筋コンクリート造、地上1階建（一部2階建）
延床面積	4,628.37 m ² （屋根付き屋外広場を含む）

駐車台数	110 台（予定）
主要機能	資料 1 「小千谷市図書館等複合施設イメージパース及び平面図」参照
開館時期	令和 6 年 6 月（予定）
休館日	全館月 1 回、年末年始（予定）
開館時間	9：00～22：00（予定）
来館者数	年間 16 万 8 千人（想定）
その他	施設運営は小千谷市が行う。

②カフェスペースの概要（令和 5 年 3 月現在）

位置	資料 1 「小千谷市図書館等複合施設イメージパース及び平面図」参照
面積	87.6 m ² （客席：57.6 m ² 、厨房・バックヤード：30.0 m ² ） うち貸付区画は、厨房・バックヤード部分
主な設備	資料 2 「カフェスペース（食アンカー）建築・設備仕様及び厨房機器等」参照
その他	カフェスペースは、施設内にあるが、セキュリティ及び動線など独立した区画となっており、本市と協議のうえ、施設の開館時間に関係なく入店及び営業することができる。

3 カフェ機能の方針

飲食を提供するだけでなく、本施設やまちの日常の一部として、地域や人、産業とのつながりをつくり、憩いと交流が生まれる空間を目指す。

- (1) <食>をハブにした地域循環の仕組みづくり
- (2) だれもが行きたくなる、魅力的な場とサービスデザイン
- (3) 小千谷市民の日常の一部となり、文化となる。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、参加表明書の受付日現在において、次の各号に掲げる要件をすべて満たす団体（法人格の有無は問わない）又は個人とする。

- (1) 共同企業体として応募する場合、参加表明書には「共同体協定書」【様式第 1－2 号】を添付するものとする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手

続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。

- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立ての場合も含む）をなされていない者。
- (6) 小千谷市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有しない者。
- (7) 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力でない者。
- (8) 国税、県税、市町村税を滞納していない者。
- (9) 飲食店又は喫茶店の営業実績を有する者（店舗型、移動型（マルシェ）、ケータリングを含む）。共同企業体の場合は、代表企業が本条件を満たすこと。
- (10) 直近3年間の営業販売に関して所管行政庁から食品衛生法又は各都道府県が定める条例の規定に基づき、営業許可の取消、営業の禁止又は営業の停止の行政処分を受けていないこと。
- (11) 本施設の開館時（プレオープンを含む）に事業開始できる者。

5 応募に関する制限

次の各号に該当する者は、本プロポーザルに参加することはできない。

- (1) 審査委員が所属する企業及び本事業に係る施設運営準備支援業務に関与した者と資本面若しくは人事面において関連がある者（※注1）。

※注1：「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしているものを行い、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。本事業に係る施設運営準備支援業務に関与した者は、以下のとおりである。

・アカデミック・リソース・ガイド株式会社

（〒231-0012 神奈川県横浜市中区相生町3-61 泰生ビル さくらWORKS<関内>407）

・平賀 研也

（前県立長野図書館長）

- (2) 審査委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属す

る者。

6 選定方法

(1) 選定方法

次の手順により、本事業のカフェ運営事業者（以下「運営事業者」という。）を選定する。

①参加資格審査

参加表明書等により、参加資格を満たす者であるかを審査する。

参加資格審査を通過した者には、企画提案書の提出を要請する。

②第一次審査（書類審査）

参加表明書及び企画提案書等の提出された書類をもとに書類審査（非公開）を行い、優秀な最大3者を選定し、第二次審査のプレゼンテーション及びダイアログ（対話）への出席を要請する。

③第二次審査（プレゼンテーション及びダイアログ（対話）（※注2））

企画提案書の内容について、公開によるプレゼンテーション及びダイアログ（対話）により審査し、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

※注2：「ダイアログ（対話）」とは、ここでは、審査委員と提案者が、提案内容をもとに本事業の可能性や課題について、相互的に対話することを指す。

④優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

本市は、審査委員会における審査の結果を踏まえて、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。本市は優先交渉権者と企画提案書及びダイアログ（対話）の内容をもとにして、本業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議と調整（以下「交渉」という。）を行い、随意契約を締結するものとする。優先交渉権者との交渉が整わない場合は、次点交渉権者と交渉するものとする。ただし、この場合であっても同時に2者以上と交渉することはない。

(2) 審査委員会の設置

本市は、応募者から提出された提案の審査を行うため、「図書館等複合施設内カフェ運営事業者公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、次の委員により、あらかじめ定められた評価基準に基づき、公正な審査を行う。また、審査結果については本市ホームページで公表する。

氏名	役職等
平賀 研也	前県立長野図書館館長、桃山学院大学・日本大学芸術学部非常勤講師 (本事業施設運営準備支援業務受託者 (アドバイザー)) (本事業設計業務公募型プロポーザル審査委員)
李 明喜	アカデミック・リソース・ガイド株式会社 (本事業施設運営準備支援業務受託者)
小千谷市商工振興課長	
小千谷市にぎわい交流課長 (※注3)	

※注3：令和5年4月の組織機構改革後の名称

(3) 評価基準

別表1「第一次審査（書類審査）評価基準」及び別表2「第二次審査（プレゼンテーション及びダイアログ（対話））評価基準」により評価する。

(4) 募集及び選定スケジュール（予定）

内 容	日 程
公告日	令和5年3月24日（金）
参加表明書及び企画提案書等に関する質問書の受付期間	令和5年3月24日（金）～4月14日（金）17時
参加表明書及び企画提案書等に関する質問書に対する回答の公表	令和5年4月21日（金）まで
参加表明書及び企画提案書等の受付期間	令和5年4月21日（金）～5月19日（金）17時
第一次審査（書類審査）の結果通知及び第二次審査参加要請の通知	令和5年5月31日（水）まで
第二次審査（プレゼンテーション及びダイアログ（対話））	令和5年6月11日（日）
第二次審査結果の通知	令和5年6月中旬
第二次審査結果の公表・契約締結手続き	令和5年6月下旬

7 出店条件

(1) 営業日及び営業時間

- ・原則として、本施設の開館日及び開館時間に準拠することが望ましいが、施設全体の管理運営計画（検討中）を踏まえ、本市と協議のうえ決定することとする。
- ・営業時間中は、少なくとも従業員1人を常駐させること。

(2) 営業内容

① 飲食等

- ・提供する品目及び価格は、運営事業者が定め、変更する場合は本市に報告することとする。
- ・現在本市が想定するカフェスペースのインフラ関係、厨房機器リスト及びレイアウトは、資料2「カフェスペース（食アンカー）建築・設備仕様及び厨房機器等」を参照すること。これをベースに予算の範囲内で運営事業者と協議のうえ決定するものとする。座席を含めたレイアウト図について、企画提案書において提案することとする。
- ・テイクアウトも可とする。その場合、利用者には施設内に入店いただき、カフェスペース内でサービスの提供を受けられる形態を想定しているが、入店させずに外からテイクアウト専用の窓口を通じてサービスの提供を希望する場合は、本市と協議するもの

とする。

- ・アルコールの提供（テイクアウトを含む）については、応募者提案のうえ、本市と協議のうえ、取扱いを決定するものとする。
- ・調理器具は、運営事業者の負担において調達し設置することとする。
- ・カフェスペース内及びテラス等に設置する什器品（椅子やテーブル等）や内装デザインは、施設全体のデザインを考慮しながら、運営事業者の意向も踏まえ、本市で整備するものとする。
- ・本施設内における飲食について、現時点では基本的には施設内への飲料の持ち込みや、水分補給を認めることとし、食事については、カフェスペース以外もエリアを限定し認める方向で管理運営計画を検討している。カフェ専用客席については、運営事業者の意向も踏まえ、本市と協議のうえ、決定するものとする。

②物販

- ・物販は可とする。物販位置及び物販品については、応募者提案を踏まえ、本市と協議のうえ、取扱いを決定することとする。
- ・運営事業者に対して、本市が製作したライブラリーグッズ（文房具やトートバッグなど）などの本市及び本施設に関連する商品を販売することを委託する場合がある。

③その他

- ・「3 カフェ機能の方針」を踏まえたイベントや、本市及び本施設と連携した事業を行うこととする。

(3) 衛生管理

- ・運営事業者は、貸付区画を常に清潔な状態に保つため、定期清掃・日常清掃・害虫害獣駆除を実施すること。
- ・運営事業者は、貸付区画内に清掃用具を設置すること。
- ・運営事業者は、不快な匂いや詰まりが発生しないように厨房に設置する流しを適切な頻度で清掃すること。
- ・運営事業者は、カフェスペース利用者専用客席において、テーブル・椅子・床等に食べこぼし等の汚れがあれば簡易清掃を実施し、次の利用者が気持ちよく利用できるように配慮することとする。

(4) 食材等の搬入

- ・バックヤードに搬入口を設計してある。
- ・駐車場内からの導線については、運営事業者専用の駐車区画はないため、本市と協議のうえ、決定することとする。

(5) ごみ処理

営業に起因する事業系ごみから不快な匂い等が発生しないように、運営事業者は、責任をもってごみを管理し定期的に処分すること。なお、本施設の西側（1階事務室脇）には、事業系ごみを置くごみ保管庫を設ける。ごみ保管庫の利用を希望する場合は、本市と協議することとする。

(6) 更衣室

貸付区画内に運営事業者の従業員専用の更衣室（男女兼用）として使用できるスペースを設計してある。詳細については、本市と協議することとする。

(7) 防火管理

本施設は、不特定多数の人が利用する特定防火対象物である。防火管理者を配置して消防計画を作成し、年2回以上の消防訓練の実施が義務付けられているため、運営事業者は協力すること。

(8) 事故等の未然防止と発生時の対応について

- ・運営事業者は、食中毒等の事故やカフェ利用客とのトラブルを未然に防止するように努めること。
- ・万が一事故等が発生した場合や苦情の申し出があった場合は、本市に対してその内容を速やかに報告するとともに、運営事業者及び本市が双方責任をもって対応することとする。

(9) 自動販売機について

敷地内に飲料の自動販売機を設置する（台数は未定）。

(10) 災害対応

本施設は、災害の危険から命を守るために緊急的に避難する「指定緊急避難場所」を想定しており、災害時には多くの避難者を一時的に受け入れることを想定しているため、運営事業者は協力すること。

(11) その他

- ・ガステーブル以外の裸火は使用できない。
- ・カフェスペースを含む敷地内は、禁煙とする。
- ・本施設の基本方針である「賑わい・交流・憩いの創出」を図っていくために、多様な主体との連携・協働を行っていく。そのため、敷地内においてキッチンカーなどの営利を目的とした使用の申込があった場合は、一定の条件の下で積極的に認めることを予定している。

8 契約条件

(1) 貸付面積

30.0 m²（厨房・バックヤード部分）

(2) 貸付料

応募者提案額を貸付料とする。ただし、下限額を年額 240,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(3) 貸付期間

- ・貸付期間は、5年間とする。この期間には、開設に伴う工事、開店準備、また閉店に伴う原状回復に要する期間も含むものとする。なお、開設に伴う工事、開店準備の開始は、提案内容を踏まえ、本市と協議のうえ、決定するものとする。

- ・契約の更新を希望する場合は、本市との協議により、1年契約により更新することができる。ただし、更新は5年を限度とし、再度運営事業者を公募する際には、応募を妨げない。

(4) 転貸の禁止

運営事業者は、本市の承諾を得ないで第三者に転貸することはできない。

(5) 貸付契約の解除

本市は、次の場合に貸付契約を解除することができる。解除に伴い、運営事業者に損害が生じても本市は負担しない。

- ①運営事業者が、1か月に渡りカフェを休業したとき
- ②運営事業者が、3か月に渡り貸付料の支払いを怠ったとき
- ③運営事業者が、契約上の義務を履行せず、又は契約上の禁止事項に違反し、本市が是正を要求しても改善されないとき

運営事業者が、契約期間中に契約の解除を希望する場合は、本市に対して書面により契約の解除を申し入れることができる。ただし、解除の効力が生じる日は、本市が書面を受領した日から6か月を経過した日の属する月の末日とする。

(6) 貸付区画の返還

契約期間が満了したとき及び本市又は運営事業者が契約を解除したとき、運営事業者は、貸付区画を本市が指示する状態にし、本市の立会い及び確認を得て、本市の指定する期日までに返還しなければならない。運営事業者が期日までに返還しないときは、本市が処置を行い、その費用は運営事業者へ請求することができる。この場合において、運営事業者は、何ら異議を申し立てることはできない。

(7) 有益費返還請求権の放棄

運営事業者は、貸付区画に投じた有益費又は必要費があっても、これを本市に請求することはできない。

(8) 火災保険の加入

運営事業者は、自身の負担で貸付区画について火災保険に加入しなければならない。火災保険は火災や漏水等によって貸付区画及び貸付区画以外の建物に生じた損害の賠償責任を補償するのみならず、食中毒等の発生による被害者への生産物賠償責任を補償する内容とすること。運営事業者は、本市の求めに応じて保険証券を提示しなければならない。

(9) 運営状況報告

運営事業者は、売上や客数等の店舗運営状況を定期的に本市へ報告すること。

9 費用負担

(1) 貸付料

上記8(2)のとおり。

(2) 光熱水費負担金

- ①本市は、運営事業者が使用する電気量・水道量に応じて、光熱水費負担金を請求する。

- ②光熱水費負担金は、電気・水道のそれぞれについて、貸付部分に設置する計量器（子メーター）の使用量を、施設全体の使用量で除した値に、施設全体の使用料金を乗じて得た金額（1円未満切捨て）とする。
- ③光熱水費負担金は、本市が発行する納付書により、本市が定める期限までに納付すること。
- (3) カフェの準備・営業に要する費用
 - ①カフェスペースにおける厨房機器、什器品及び内装デザイン等について、本市と協議の結果、本市が想定する事業費（予算）を超えた部分の調達・設置・維持補修及び撤去に要する一切の費用
 - ②カフェの営業に必要な各種手続きに要する費用
 - ③貸付区画の床面・壁面・その他設備等の定期清掃・日常清掃・害虫害獣駆除の費用
 - ④カフェスペース専用客席の営業時間中における簡易清掃の費用
 - ⑤カフェの営業にあたり本市又は来館者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償費用
 - ⑥運営事業者の故意又は明らかな過失により、本市の施設・設備・備品・資料等を故障・損傷・汚損させた場合の修繕・更新費用
 - ⑦貸付区画の火災保険に要する費用
 - ⑧その他、カフェの準備・営業に要する一切の費用

10 失格要件

次の各号にいずれかに該当した場合は失格とする。なお、運営事業者に決定した後であっても、該当するに至った場合は、運営事業者としての資格を失うものとする。これにより応募者（運営事業者）に損害又は損失が生じても、本市はその賠償又は補償の責任を負わない。

- (1) 参加資格審査の結果通知により参加資格があると認められた者が、本業務に係る契約締結までの間に本市から入札参加資格停止の措置を受けた場合その他「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 定められた提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
- (3) 「12 (2) ③無効となる提出書類」に該当した場合。
- (4) 審査委員、本市職員及び本事業に係る施設運営準備支援業務に関与した者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。
- (5) 既に発表されたものと同じあるいは類似の提案又は盗用した疑いがあると審査委員会が認めた場合。
- (6) その他本実施要領に違反するなど審査委員会が不適格と認めた場合。

11 募集手続等

- (1) 本プロポーザルに係る関係書類等の交付
 - ①交付する書類及び資料

- ア 公告の写し
- イ 実施要領
- ウ 資料1 小千谷市図書館等複合施設イメージパース及び平面図
- エ 資料2 カフェスペース（食アンカー）建築・設備仕様及び厨房機器等
- オ 資料3 事業指針
- カ 資料4 様式集

②交付方法

本市ホームページ上で交付する。

URL : <https://www.city.ojiya.niigata.jp/soshiki/kensetsu/cafe.html>

(2) 説明会

本プロポーザルに係る説明会は実施しない。

(3) 参加表明書及び企画提案書等に関する質問書の受付

次のとおり受け付ける。

①受付期間

令和5年3月24日（金）～4月14日（金）17時（必着）

②提出方法

別紙【様式第3号】により質問書を作成し、「16 事務局」（以下「事務局」という。）に電子メールで提出するものとする。

(4) 参加表明書及び企画提案書等に関する質問書に対する回答

令和5年4月21日（金）までに本市ホームページで公表する。

(5) 参加表明書及び企画提案書等の提出

応募者は、参加表明書及び企画提案書等に係る書類等を次のとおり提出すること。

①提出期間

令和5年4月21日（金）～5月19日（金）17時（必着）

②提出方法

- ・持参又は郵送とする
- ・持参の場合は、閉庁日を除く日の8時30分～17時までを受付時間とする。事前に事務局に電話連絡したうえで持参すること。
※令和5年4月1日（土）以降は、組織機構改革に伴い、事務局が替わるため、閉庁日（休館日）に注意すること。
- ・郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限る。
- ・提出書類の電子データを収録したCD又はDVDも併せて提出すること。
- ・事務局による提出書類の受領確認後、参加表明書等受領書を交付する。

③提出場所

事務局

④提出書類等

ア 参加表明書【様式第1号又は様式第1-1号】

- イ 共同企業体の場合、共同体協定書【様式第1－2号】
- ウ 参加表明書及び企画提案書等受領書【様式第1－3号】
- エ 団体等概要 ※団体（法人格の有無を問わない）のみ【様式第2号又は様式第2－1号】
- オ 商業登記事項証明書の履歴事項全部証明書の写し（発行後3か月以内のもの） ※会社のみ
- カ 身分証明書の写し（発行後3か月以内のもの） ※個人事業主の場合
- キ 定款及び会則等（最新のもの） ※団体（法人格の有無を問わない）のみ
- ク 営業に必要な許認可等の写し ※既に取得済みの場合
- ケ 経営状況を示す資料（直近3か年の事業報告書、損益計算書、貸借対照表又はこれらに類するもの）
- コ 国税及び都道府県税並びに市町村税における未納がないことを証明するもの（交付から3か月以内のもの）
 - ・ 国税
 - 法人の場合、法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）
 - 個人の場合、所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）
 - ・ 県税
 - 本店所在地の都道府県における納税証明書（完納証明書）
 - ・ 市税
 - 小千谷市で課税がある場合（小千谷市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等）、小千谷市（税務課）が発行する納税証明書
 - 小千谷市以外の場合（本店所在地の市町村等が発行する納税証明書（完納証明書）
- サ 営業実績を確認できる資料（3件以内）
- シ 企画提案提出書【様式第4号】
- ス 企画提案書【様式第5号】
- セ ア～スまでの提出書類の電子データを収録したCD又はDVD
（ファイル形式：Microsoft Word、pdf のいずれか）

⑤提出部数

- ・ 紙媒体：2部（正本：1部、副本：1部）※必要に応じカラー印刷
- ・ CDまたはDVD：1枚

⑥留意事項

- ・ 要求した内容以外の書類等については受理しない。
- ・ 電送及び電子媒体での提出は受け付けない。

(6) 第一次審査結果の通知及び第二次審査（プレゼンテーション及びダイアログ（対話））への参加要請

参加表明書及び企画提案書等の提出された書類をもとに書類審査（非公開）を行い、優秀な最大3者を選定し、第二次審査のプレゼンテーション及びダイアログ（対話）へ

の出席を要請する。

①通知日

令和5年5月31日（水）まで

②通知方法

すべての応募者に対し、参加表明書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

(7) 第二次審査（市民公開のプレゼンテーション及びダイアログ（対話））

第一次審査通過者を対象に、提案内容の確認等を目的として、プレゼンテーション及びダイアログ（対話）を実施する。

①実施日

令和5年6月11日（日）

②実施方法

- ・プレゼンテーション及びダイアログ（対話）及び審査は公開で行う。
- ・現地集合開催を予定しているが、新型コロナウイルス感染拡大の状況により、Web会議システムを活用した開催に変更する場合がある。
- ・実施日時及び実施方法の詳細については、第一次審査（書類審査）結果通知時に別途お知らせする。

(8) 第二次審査結果の通知及び公表

プレゼンテーション及びダイアログ（対話）に参加したすべての応募者に通知するほか、本市のホームページで公表する。

①結果通知日

令和5年6月中旬

②公表日

令和5年6月下旬

(9) 辞退届の提出

参加表明書及び企画提案書等を提出後、都合により参加申込を辞退する場合は、速やかに事務局に連絡を行ったうえで、辞退届【様式第6号】を提出することとする。なお、選定後の辞退は認められない。

12 参加報酬

第二次審査（市民公開のプレゼンテーション及びダイアログ（対話））参加者のうち、本業務の受託者にならなかった応募者に対し、参加報酬として5万円（消費税及び地方消費税を含む）を支給する。支払方法等については、運営事業者選定後に事務局より別途通知する。

13 提出書類の作成要領

(1) 提出書類

応募にあたっての提出書類については、資料4「様式集」を参照すること。

(2) 留意点等

①募集要項等の承諾

応募者は、参加表明書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。

②費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

③無効となる提出書類

次のいずれかに該当する提出書類は無効とする。無効となったときは、その時点で当該参加者を失格とする。

ア 提案に必要な書類が不足している場合

イ 記載項目・記載事項に著しい不備がある場合

ウ 虚偽の内容が記載されている場合

エ 貸付料の応募者提案額が本市が定めた下限額を下回る場合

オ その他合理的な理由に基づき本市又は委員会が不相当と認めた場合

(3) 提出書類の取扱い及び著作権

①提出書類の取扱い

- ・提出された書類は返却しない。
- ・本市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

②著作権

- ・提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。ただし、本市は、本事業の実施その他本市が必要と認める用途に用いるために、提出書類を無償で使用するができるものとする。
- ・第二次審査の結果については、本市ホームページ等での公開を予定している。なお、その場合は応募者と事前に協議するものとする。

③特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等（以下「特許権等」という。）の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

(4) 応募者の複数提案の禁止

一応募者は、複数の提案を行うことはできない。

(5) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。ただし、誤字等の修正についてはこの限りでない。

(6) 用言語及び単位

提出書類の作成に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

14 契約の締結等

- (1) 企画提案書及びダイアログ（対話）の内容については尊重するものであるが、本プロポーザルは、カフェ運営事業者を選定するものであることから、契約対象となる業務内容は、本市が定める契約書のほか特記仕様書に基づくものとする。
- (2) 運営事業者は、本市が指定予定の公民連携アドバイザー（行政と市民と民間事業者の間をつなぐ役割）等とも緊密に連携のうえ、本事業を進めるものとする。

15 その他の事項

- (1) 審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けない。
- (2) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (3) 事業予定地等を見学する場合には、周辺住民及び建設業者等に迷惑をかけないよう十分注意すること。

16 事務局

<令和5年3月31日（金）まで>

担当部署：小千谷市建設課都市整備室

住所：〒947-8501 新潟県小千谷市城内 2-7-5

電話：0258-83-3514

FAX：0258-83-2789

E-mail：kensetu-tk@city.ojiya.niigata.jp

<令和5年4月1日（土）以降>

担当部署：小千谷市にぎわい交流課 複合施設開設準備室（小千谷市立図書館内）

住所：〒947-0031 新潟県小千谷市土川 1-3-7

電話：0258-82-2724

FAX：0258-82-8915

E-mail：tosyo-y@city.ojiya.niigata.jp